

令和 4 年 度

# 八代市議会文教福祉委員会記録

---

## 審 査 ・ 調 査 案 件

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| 1. 9月定例会付託案件 ..... | 1   |
| 1. 所管事務調査 .....    | 1 5 |
- 

令和 4 年 9 月 2 9 日 (木曜日)

## 文教福祉委員会会議録

令和4年9月29日 木曜日

午前10時15分開議

午前11時46分閉議（実時間86分）

### ○本日の会議に付した案件

1. 議案第64号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分）
1. 議案第74号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）
1. 議案第66号・訴訟上の和解について
1. 所管事務調査
  - ・教育に関する諸問題の調査
  - ・保健・福祉に関する諸問題の調査（市立河俣保育園の民営化について）

### ○本日の会議に出席した者

委員長	中村和美君
副委員長	金子昌平君
委員	大倉裕一君
委員	友枝和也君
委員	中山諭扶哉君
委員	橋本幸一君
委員	橋本徳一郎君

※欠席委員 君

### ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

### ○説明員等委員（議）員外出席者

教育部長	中 勇 二 君
教育部 総括審議員兼次長	橋 口 幸 雄 君
生涯学習課長	高 崎 博 文 君
学校教育課長	田 北 佳 一 郎 君
学校教育課長補佐	三 浦 稔 継 君

健康福祉部長 （福祉事務所長兼務）	丸 山 智 子 君
----------------------	-----------

健康福祉部次長 （福祉事務所次長兼務）	福 本 桂 三 君
------------------------	-----------

健康福祉部次長 （福祉事務所次長兼務）	白 川 健 次 君
------------------------	-----------

介護保険課長	中 村 光 宏 君
--------	-----------

理事兼健康福祉政策課長	梅 野 展 文 君
-------------	-----------

健康推進課長	森 田 克 彦 君
--------	-----------

こども未来課長	辻 田 美 樹 君
---------	-----------

こども未来課審議員兼課長補佐 （臨時特別給付金事業推進室長兼務）	渡 辺 英 明 君
-------------------------------------	-----------

### ○記録担当書記

松 崎 広 平 君

（午前10時15分 開会）

○委員長（中村和美君） それでは、定刻となり定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。なお、令和2年7月豪雨に関する予算・事件・条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知おき願います。

### ○議案第64号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分）

○委員長（中村和美君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第64号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、歳出の第9款・教育費について、教育部からお願いします。

○教育部長（中 勇二君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）教育部の中でございます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案第64号・令和4年度八代市

一般会計補正予算・第5号中、教育部所管分について、橋口総括審議員兼次長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○教育部総括審議員兼次長（橋口幸雄君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それでは、補正予算中、教育部所管分について説明いたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、予算書の3ページをお願いいたします。

歳出の第9款・教育費の補正額の欄になります。4982万7000円を追加し、補正後の額、一番右端になりますが、45億3651万4000円といたしております。

それでは、歳出の具体的内容について説明いたします。

15ページを御覧ください。

款9・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費です。学校教育訴訟関係事業で、150万5000円を計上しております。

これは、令和4年3月に本市が控訴した市立中学校のいじめ問題事案について、福岡高等裁判所から和解条項案が示されたことを受け、和解の進めを進めるため、その経費について補正するものでございます。

それでは、事件の概要及び和解内容について、こちらの議案書3ページ、議案第66号の訴訟上の和解についてを用いて説明させていただきます。

まず、下段の事件の概要を御覧ください。これは、平成26年度に本市立中学校において発生した、いじめ問題事案について、学校側が適切な対応を取らなかったとして、いじめの被害者を原告、本市を被告として330万円の損害賠償を求める訴えが熊本地方裁判所に提訴されたものです。

4ページになります。

本年3月2日に言い渡された判決で、熊本地方裁判所は、いじめ発覚後の学校側の対応は適切であったとしながらも、原告の訴えの一部を認め、学校側が適切な措置を怠ったとして、本市に77万円の支払いを命じております。

本市といたしましては、この判決の一部を不服として、本年3月定例会において訴えの提起について提案し、議会の御承認をいただき、福岡高等裁判所に控訴いたしました。

今回の和解は、控訴審の審理が進められる中で、福岡高等裁判所から第1審判決における市の責任は否定しがたいとの判断が示された上で和解条項案が提示され、本市及び相手方の双方がこれを受け入れたことによるものでございます。

次に、和解の内容について御説明いたします。1ページお戻りいただいて、3ページの中ほど、3の和解内容を御覧ください。

(4)に記載されておりますとおり、口外禁止条項がございますので、本件の経緯等について詳細に申し上げることができませんが、和解内容の主な部分は(1)から(3)の3点です。

まず、(1)控訴人は、被控訴人に対し、本件の経緯について謝罪する。(2)控訴人は、被控訴人に対し、本件のような事態の再発防止に努めることを約束する。(3)控訴人は、被控訴人に対し、本件和解金として100万円の支払義務があることを認め、これを令和4年11月11日限り、被控訴人が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は控訴人の負担とするというものです。

事件の概要及び和解内容についての説明は以上でございます。

それでは、予算書15ページにお戻りください。

経費の内訳といたしましては、節12・委託料50万5000円は、弁護士へ支払う報酬金

39万1000円、弁護士の福岡高等裁判所等への旅費・日当9万9000円及び事務に要する経費1万5000円でございます。節21・補償、補填及び賠償金100万円は、和解金でございます。

次、款9・教育費、項7・社会教育費、目1・社会教育総務費です。これは社会教育センター管理事業で、2499万円を計上しております。

これは、坂本町の久多良木社会教育センターに隣接する県道芦北坂本線の拡幅に伴い、同教育センターのプール敷地が県道用地にかかりますことから、プール等の解体経費について補正するものでございます。

内訳といたしまして、節12・委託料18万5000円は、更衣室の解体に伴います石綿、いわゆるアスベストの含有建材の有無について調査を委託する経費でございます。その下、節14・工事請負費2480万5000円は、プール及び更衣室等の解体経費でございます。

なお、特定財源・その他にあります906万4000円は、県からの解体補償金でございます。

参考資料として解体工事エリアの図面と現場写真をおつけしております。解体工事エリアは、図面の赤く色づけをしている部分になります。また、写真は、解体します大プール、小プール、更衣室及びトイレでございます。図面のほうに、①から③で撮影した方向を矢印でお示ししております。

最後に、その下、目4・図書館費でございます。新型コロナウイルス感染症対策事業で、市立図書館の管理運営経費として2333万2000円を計上いたしております。

これは、図書館にICタグ管理システムを導入することにより、図書館職員との対面なしに市民がセルフで貸出し・返却ができる環境を整備するもので、図書館のDX化及び業務の効率

化により、さらなる新型コロナウイルス感染防止対策や市民サービスの向上を図るものでございます。

内訳といたしまして、まず、節10・需用費1039万5000円は、書籍10万5000冊に貼り付けるICタグ等、消耗品の購入経費でございます。節12・委託料310万5000円は、書籍にICタグを貼り付ける作業の委託経費231万円、既存の図書システムにICタグ機能を追加するための作業経費66万円、図書館のWi-Fiのネットワーク環境整備経費5万5000円などでございます。

次、節13・使用料及び賃借料9万7000円は、ICタグの保守として既存の図書館システムを利用するため、その使用料5か月分でございます。

最後に、節17・備品購入費973万5000円は、貸出し・返却手続や新たに購入した書籍のICタグ化作業に必要なアンテナや、図書館の玄関及び階段部分に設置するセキュリティーゲートなどに要する経費でございます。

なお、特定財源の国県支出金2333万2000円は、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定しております。

以上が、教育部の9月補正予算の内容でございます。御審議よろしくお願いたします。

**○委員長（中村和美君）** 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

**○委員（大倉裕一君）** 社会教育センター管理事業で、久多良木社会教育センターのプールとか更衣室の解体費用なんですけど、解体という部分は理解するんですけども、具体的にどれぐらいプールかかったんですかね。道路が拡張されるとかという。そのためにこのプールを解体しなければいけなくなったというところが、どれぐらいかかったのかちょっと知りたいんですけど。

あと、加えて、跡地ですね、全て道路になる

わけではないと思うんですけど、そのあたりどんな感じになるのでしょうか。

**○生涯学習課長（高崎博文君）** おはようございます。生涯学習課の高崎でございます。先ほどの御質問についてお答えいたします。

県のですね、今回プールの土地の譲渡の面積については、133.82平米でございます。それから、解体後の利用についてはですね、地元のほうから駐車場等についても利用したいというような意向はありますので、砂利敷きにして駐車場として利活用できるように考えております。

以上です。

**○委員（大倉裕一君）** 高崎課長、資料で図面をつけていただいているじゃないですか。この図面で、例えば、県道の境がここで、ここからの辺りまでが道路敷地とかかるので、その分を譲渡といいますか、道路敷地として、残りの部分は地元の活用に使っていただきますというようなのが分ればありがたいんですけど。

**○生涯学習課長（高崎博文君）** はい、承知しました。図面のですね、①の表示がある側が、既存の道路になっております。それから、赤い囲みであるところの、大プールのですね、ちょっと左側のほうに斜めに線が入っているこのラインになります、こちらの。ここまでが道路の拡幅の部分ということになります。

以上でございます。

**○委員長（中村和美君）** ほかにありませんか。

**○委員（中山諭扶哉君）** 図書館の管理運営の件なんですけど、説明にあったのは市民がセルフで貸出し・返却ができるということなんですけど、具体的な、どういうふうな手順で新しくなるのかというのを教えてもらえばと思いますが。

**○生涯学習課長（高崎博文君）** 貸出しのセルフの方法なんですけれども、今、例えばスーパーで買い物をされるときに、以前は店員さんが

いらっしゃって、バーコード等で読み取りを行った上で支払いの手続をされていたかと思いません。最近では、セルフのレジが設けられて、自分で手続を取って支払いをするというような形に変わっているかと思いますが、イメージ的には、図書館の本をICタグを取り付けたことによって自分で手続が取れるような形になってまいります。

今後、ICタグを取り付けることによってですね、大手の衣料品の量販店があるのは御存じかと思えますけれども、そこで買い物したものを置いたら、まとめて、一つ一つ商品の確認をせずに、一括で商品が特定できると思いますが、そういったシステムになります。

以上でございます。

**○委員（中山諭扶哉君）** RFIDですね。はい、オーケーです。大丈夫です。

**○委員長（中村和美君）** よろしいですか。ほかありませんか。

**○委員（大倉裕一君）** 訴訟の関係で、答弁いただける範囲で構わないんですが、結局、一次は不服として控訴された。控訴された部分、不服の部分ですね、をどういうふうに教育委員会は整理されたのかなど。この和解案が出たことで。

それともう一つ、再発防止に努めるというんですかね。同じようなことを起こさないようにというのが和解条項案に入っているんですが、何か具体的にこの点について取組というのを考えられましたでしょうか。

**○学校教育課長（田北佳一郎君）** まず、お尋ねの1点目ですけれども、今回の裁判においてはですね、教員の目が届かないところで行われたいじめ行為に気づかなかったことは、安全配慮義務違反に該当し、賠償として金を支払いなさいということでした。これは学校現場で、いじめ防止についてしっかり取り組んでおります学校の職員につきましては、非常に厳しい判断

だったということで、その点については上級裁判所の判断を仰ぎたいということで、訴訟を申告したところでございます。

質問の2点目についてですけれども、いじめ防止につきましては、各学校で毎月アンケートの実施等を行っております。学校によってはこれが毎月であったり、2か月に1回だったりしますけれども、そういったアンケートの調査をして、その中で気になる子供がいた場合には、教育相談の実施を行っております。

また、それから、各学校では生徒理解、児童理解の日というのを定期的に設けております。以前、私が勤めておりました学校では毎週金曜日の朝会のときに、そういった気になる生徒、不登校の生徒も含めてですけれども、生活の様子がちょっと心配される生徒等の意見交換をですね、朝会で行ってまいりました。

それから、各学校では毎月いじめ不登校対策委員会というものを実施して、そこでもやはり、気になる生徒についての意見交換や対策についてを話し合う機会を持つようにしております。

それから、とにかく何かあったらですね、すぐ学年主任や管理職に報告をするということを徹底するようにですね、学校訪問や校長園長会議の折に、教育委員会のほうでも常々お願いをしているところでございます。

以上、取組について報告いたします。

**○委員（橋本徳一郎君）** 今、いじめのことでの対策についてですね、言われたんですけど、実際、要は、生徒と先生間の信頼関係ということになると思うんですけど、実際、先生たちがなかなか対応するのが難しいという現状も聞いています。そういったゆとりというか、先生たちがどう対応できるかという時間保障なんかはどういうふうにされるのかなと思っておりますけど、その辺をお答えできますか。

**○学校教育課長（田北佳一郎君）** 子供たちと

関わる時間がなかなか取れないというのは、これは、現実的に非常に厳しい問題となっております。働き方改革のほうを進めてまいりまして、先生方の少しでも事務的な時間をですね、減らすために、八代市でも校務支援システムというものを導入しまして、成績管理でありますとか、通知表などもですね、事前にパソコンのほうに入力しておりますと、最終的にパソコン上でデータがプリントアウトされるというような形で、非常に労力がそこで簡略化されるようなところを進めてまいります。

それから、学校におきましては、授業開始時刻をですね、これまで朝から職員朝会を実施した後、それから朝の会をして、1時間目の開始などという形で行っていたんですけども、そういった職員朝会を週1回に減らしたりすることで、1時間目のスタート時刻を20分繰り上げることで放課後にゆとりの時間を取って、そこで子供たちと接する時間を増やすというような取組をしているところでございます。

**○委員（橋本徳一郎君）** 校務支援システムとかの業務改善ということではですね、理解しました。

ただ、教材のほうのシステムとか、そういったものが変わったことで、またちょっと今まで構築してきたものが使えなくなったというのもちょっと聞いてはいるんですよ。その辺の、システムを入れ替える際の現場との相談とかはされているのかなと思ってですね。一応、これも質問をお願いします。

**○学校教育課長（田北佳一郎君）** 学校でタブレットのほうは1人1台ずつ入ることになりまして、そちらのほうの活用を進めてまいります。なかなか慣れるまでは、先生方も非常にそのあたりの扱いに時間がかかったようなところもありますけれども、教育委員会のほうでは、10名のICTサポーターのほうを各学校に派遣しております、各学校では、定期的にサポータ

一が来校されるときに、いろいろ質問をしたりしながら、また、教材の開発などについてもですね、協力していただきながら、より効果的なタブレットの扱い方について指導をいただいているところもございます。

それから、教育政策課内にですね、ICTの部署を今年度立ち上げましたので、専門的な質問につきましてもですね、素早く対応できるようにしております。学校側のほうの活用がどんどん進みますように、そういったサポートをしているところでございます。

○委員（橋本徳一郎君） 分かりました。

○委員（大倉裕一君） 田北課長、申し訳ありません。一番最初の質問で、不服の部分があったわけですが、教員の目が届かない部分についても教育現場の責任だというふうな司法の判断が出たということで理解していいんですかね。そこを認めて和解金を出すと。

○学校教育課長補佐（三浦稔継君） 失礼します。学校教育課課長補佐の三浦と申します。

いじめのこの件に関してはですね、裁判所のほうからも口外禁止条項というのが入っておりますので、詳しい中身に関してはですね、裁判所のほうからも口外しないことというふうになっておりますので、今の質問に対しての回答は差し控えさせていただきます。

○教育部総括審議員兼次長（橋口幸雄君） 今申し上げたように、詳しいことはちょっと言えないんですが、この件に関して、教師の目の届かないところで行われた行為について責任がある、全てそのように一般的にそういうふうに判断しているわけではございません。

この件に関しては、教師が気づくことができたという判断を高裁はされております。そこについては私たちも認めております。和解したということですね。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） よく分かりました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（橋本徳一郎君） 先ほどちょっと質問もさせていただきましても、やはりいじめとかですね、早期発見するには、やはり教員のゆとりというか、ある程度の精神的なゆとりも含めて、時間的なゆとりが必要かと思っておりますので、その辺の業務の軽減とかも十分検討していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようでございますので、以上で第9款・教育費についてを終了します。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前10時40分 小会）

（午前10時41分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、歳出の第3款・民生費について、健康福祉部から説明願います。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（丸山智子君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部の丸山でございます。本日は大変お世話になります。よろしく願いいたします。

それでは、文教福祉委員会に付託されております議案第64号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第5号のうち、第3款・民生費につきましては、福本健康福祉部次長が、また、その後、議案第74号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第6号のうち、第3款・民生費及び第4款・衛生費につきましては、白川健康福

社部次長が御説明いたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（福本桂三君） 健康福祉部次長の福本です。よろしくお願いたします。着座にて御説明いたします。

別冊となっております、議案第64号・令和4年度八代市一般会計補正予算書・第5号をお願いします。

3ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出でございます。款3・民生費、項1・社会福祉費で補正額1億5081万9000円を追加し、補正後の予算額は123億9886万9000円とし、民生費の総額を254億3637万5000円といたしております。

続きまして、11ページをお願いします。

歳出の具体的な内容を御説明いたします。

下段の表になりますが、款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費に1億5081万9000円を計上しております。

まず、民生委員・児童委員関係事業です。民生委員・児童委員活動助成費補助金の生活困窮者等支援強化分としまして、民生・児童委員協議会1単位当たり16万円、市内19単位分の304万円を計上しております。

これは、福祉に関する各種相談や支援を行うなど、地域で重要な役割を担う民生委員、児童委員の活動経費において、コロナ禍で新たに発生した業務として、生活困窮世帯への訪問、相談対応活動、各種支援内容に関する広報啓発活動、委員の資質向上のための研修会等に要する経費について補助するものです。

特定財源としまして、事業費の全額を県の民生委員・児童委員活動助成費補助金を予定しております。

次に、介護基盤緊急整備特別対策事業です。これは、第8期介護保険事業計画に基づき、地

域密着型サービスなどの地域の実情に応じた介護サービスの提供体制の整備を促進することを目的として、民間事業者が実施する介護施設整備への助成、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の支援に係る経費で、1億357万5000円を計上しております。

今回は、地域密着型サービス等整備助成事業として3施設、新型コロナウイルス感染症防止対策支援事業として1施設、合わせて4施設を対象としております。

地域密着型サービス等整備助成事業の3施設の内訳としましては、認知症高齢者グループホームの新規開設が2施設、小規模多機能型居宅介護の新規開設が1施設となっております。施設名は仮称ですが、具体的には、認知症高齢者グループホームの新規開設の2施設は、株式会社皇樹が泉町下岳に整備予定のグループホーム紗綾と、社会福祉法人八代市日奈久北部福祉会が日奈久大坪町に整備予定のグループホーム瑞穂の国です。

また、デイサービスや訪問介護、ショートステイを組み合わせて利用することができる小規模多機能型居宅介護の新規開設の1施設は、株式会社ヒューマンケアブロッサムズが郡築三番町に整備予定の小規模多機能ホームブロッサムⅡです。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業の1施設は、社会福祉法人八代愛育会が古城町にて運営中の地域密着型介護老人福祉施設キャッスル麦島で、居室の気圧を下げ、ウイルスが外に漏れないようにする簡易陰圧装置を設置するものです。

なお、特定財源としまして、事業費の全額を県の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金を予定しております。

次に、施設開設準備経費助成特別対策事業です。認知症高齢者グループホーム等の介護施設の開設準備に要する経費の補助として、442



0万4000円を計上しています。

今回は、新たに介護事業所の開設を予定している5施設を対象としております。

内訳としましては、先ほど介護基盤緊急整備特別対策事業の補助の対象でもある認知症高齢者グループホームの2施設と小規模多機能型居宅介護の1施設に加え、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせるサービスを提供する看護小規模多機能型居宅介護と、24時間体制で訪問介護と訪問看護を組み合わせるサービスを提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護がそれぞれ1施設となっております。

看護小規模多機能型居宅介護の1施設は、セントケア九州株式会社が、鏡町下有佐に整備予定のセントケア看護小規模八代で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の1施設は、株式会社しらさが千丁町太牟田に整備予定の巡回ステーションシラサギでございます。

なお、特定財源としまして、事業費の全額を県の施設開設準備経費助成特別対策事業補助金を予定しております。

以上、令和4年度八代市一般会計補正予算・第5号の健康福祉部所管分の説明とします。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 認知症高齢者対応のグループホームというふうに出されていますが、まずはこの認知症の対応をですね、どの程度の方まで対応していただけるのかなというのが1点。

あと、陰圧装置をつけるということなんですけど、これで対応できるベッド数がどの程度になるのか。取りあえずその2点をお願いします。

○介護保険課長（中村光宏君） 介護保険課の中村と申します。よろしくお願いたします。

まず、1点目、認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症対応型のグループホームですけ

れども、これを利用される方というのはですね、要介護認定の1から5の方、それから要支援2の方が対象になっております。

それから、陰圧装置につきましてはですね、キャスル麦島さんのほうの静養室というのがありますね、そこに簡易のブースを設けた陰圧装置をつけるという形になっていきますので、対象のベッド数は恐らく1ベッド、1床という形になるかと思っております。

以上です。

○委員（橋本徳一郎君） 認知症の今、要介護1から5ということで、全対象というふうには、要支援は2ということですよ、ということですけど、その割合的にどの程度まで、5、4と重度の方に対応できるのかなと思っております。

○介護保険課長（中村光宏君） すいません、認知症対応型のグループホームにですね、入居されている方の介護度の割合についてはですね、ちょっと今現在、資料がありませんので、後でまた御報告させていただきたいと思っております。

○委員（橋本徳一郎君） お願いします。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（橋本徳一郎君） あともう1点、定期巡回型に24時間対応というふうなことも言われたんですけども、訪問看護施設で受けられる人数というのはどの程度なのかなと思っております。

○介護保険課長（中村光宏君） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、基準のほうからいけばですね、定員等はないというふうになっております。

以上です。

○委員（橋本徳一郎君） 分かりました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 今の施設開設準備経費の件で、9床というのは、この4施設全体での9床ということというふう認識してよろしい

んでしょうか。であるならば、この施設ごとのベッドの振り分けを教えてください。

○介護保険課長（中村光宏君） 9床といたしますのはですね、各施設の定員ということになってまして、例えば、認知症グループホームであれば、1施設当たりが9床という形になります。それから、小規模多機能居宅介護についても定員が9床、看護小規模多機能につきましても定員9床という形で、4施設がそれぞれ定員が9床という形になります。

以上です。

○委員（橋本幸一君） 先ほどの簡易陰圧装置、多分これはもうコロナ対策で、施設内で養生というか、そのためと思うんですが、初めて聞いたんですが、本市の状況の中で、この装置を設備されている施設というのは今あるんですか。

○介護保険課長（中村光宏君） 簡易陰圧装置につきましてはですね、市としてもどれだけあるかという調査をしたことはありませんけれども、今回、予算のほうで上がってきましたので、恐らく市内にはほかにはないかというふうに推測しております。

○委員（橋本幸一君） じゃあ、初めてのケースということで理解していいんですね。初めてのケースといいますか、本市では初めてこの装置は取り付けられたっていう。

○介護保険課長（中村光宏君） 今回の予算につきましてはですね、簡易陰圧装置については、予算としては初めて上がってきた設備ということになります。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（橋本幸一君） 方向性としてですね、今後、コロナがどういう状況になるか分らんけど、今、かなり施設内での集団感染というのが、クラスターが出ている状況の中で、今後の方向性としてはこれは必要な装置として捉えてよかですか、どうですか。

○介護保険課長（中村光宏君） そうですね、簡易陰圧装置についてはですね、コロナ対策においては有効な設備かなというふうには思っておりますけれども、この装置だけが対応ということではありませんので、基本的には手洗いうがいですとか、コロナが発生した場合はですね、ゾーニングあたりで対応していくというのが流れかなというふうには思っております。

○委員（橋本幸一君） よかです。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（大倉裕一君） 民生委員・児童委員関係事業のことでお尋ねします。助成金が今回増額になるということなんですけれども、19区域というような御説明でよかったかと思うんですが、この19区域というのはどういうエリア扱いでよかですかね。

○理事兼健康福祉政策課長（梅野展文君） 健康福祉政策課、梅野でございます。

ただいまの御質問ですが、今現在20校区ございますが、郡築と昭和が一緒になっておりますので、合わせて19地区ということでございます。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） よろしいでしょうか。

○委員（大倉裕一君） それから、16万円ということですが、大きな地域もあれば小さな校区もあるというふうな認識なんですけど、一律ということなんですけど、どんな算出といえますか、算定基準になっているんですかね。

○理事兼健康福祉政策課長（梅野展文君） 失礼します。県からは各单位ごとに一律16万円ということまでまいっておりますので、そちらのほうで支出をさせていただくという形になります。

○委員（大倉裕一君） 県からの支給ということで、分かりました。そのあたりもぜひですね、担当課として確認をしとっていただきたい

と思うんですけども、生活困窮者の訪問をする  
と、世帯の訪問をするというような説明もあつ  
たかと思うんですが、生活困窮者の把握とい  
うのはどういうふうにされているんですか。その  
情報というのは、民生委員さんにお渡しされる  
という部分は、個人情報とかそういったところは  
確認が取れて大丈夫という判断でいいんで  
しょうか。

○理事兼健康福祉政策課長（梅野展文君） た  
だいまの質問にお答えいたします。

詳しい相談の内容を前もって民生委員の方々  
にお知らせするという事はさせていただいて  
おりませんが、社会福祉協議会に委託して実施  
しております、生活困窮者自立相談支援事業に  
おきまして、年間の相談件数が令和元年では2  
17件であったのに対しまして、令和2年度は  
440件、令和3年度は415件と倍増してい  
る状況にありますので、コロナ禍により支援を  
要する人の数は確実に増加しているものとい  
うふうに判断して、県のほうもそういった判断を  
されたということで捉えているところでござい  
ます。

以上、お答えいたします。

○委員（大倉裕一君） もう1点、そういった  
情報はどういうふうに入手されるんですか。世  
帯の、困窮しているという。世帯訪問というの  
は、こういった判断で認識していかれるのかと  
いうことと、その辺は個人情報になると思うん  
ですが、そういった情報を民生委員さんにお伝  
えするというのは、法的なところも確認が取れ  
ているのかということをお尋ねします。

○理事兼健康福祉政策課長（梅野展文君） た  
だいまの御質問ですが、こちらから特に内容  
をお伝えするという事はございませんで、お悩  
みの方から、民生委員の方々に御相談をされ  
るというような形で、それが結果として件数と  
して上がってくるというような形でございます。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（福  
本桂三君） 先ほど16万円が一律ということ  
でございましたけれども、県の補助基準の中  
ではですね、単位校区のですね、1単位当  
たりの民生委員の人数によってその数が決  
められて、金額が決められております。40  
人以上だったら23万円とか、20人以上40  
人未満は19万1000円、20人未満が16  
万円となっております。今回、八代市の場  
合は、1単位当たり20人未満が全てです  
ので、16万円となっているところでござ  
います。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○介護保険課長（中村光宏君） 先ほど橋本  
徳一郎委員のほうから御質問がありました、  
認知症対応型のグループホームの利用者の  
割合、認定の利用者の割合ということでは  
すけれども、一応ですね、要支援2の方は  
いらっしゃらないということではすれ  
ども、要介護1の方が大体7%、それ  
から要介護2の方が22%、それ  
から要介護3の方が31%、要介護4  
の方が25%、それから要介護5の方  
が15%というふうな内訳といいま  
すか、構成になっております。

以上です。

○委員長（中村和美君） よろしいですね。  
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で  
質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（大倉裕一君） 先ほど質問いたしま  
した、生活困窮者対策としての民生委員、  
児童委員さんの活動費の増額の分につ  
いてです。

常日頃ですね、この民生委員さんは非  
常にお忙しい業務を担っていただいで  
いるというふうにご感謝をしております。  
ただ、全ての民生委員

さんが活動されているかという、そうではないのではないかというふうに思っておりますし、先ほどお尋ねした困窮者の情報をいかにかむかというところに、ポイントが今回あるんじゃないかなというふうに思うんですね。

ですので、社会福祉協議会の情報が得られるのかどうか、そういったところを有効に使っていくことも一つの方法だろうというふうに思いますが、そのあたりの仕組みづくりをですね、しっかり市のほうとしても検討していただいて、増額になったけん、民生委員さんに出しませうって言うばかりじゃなくてですね、その仕組みの部分から支援をしっかりとっていただいで、実のある生活困窮者の支援になるように、つなげていただくように意見として申し上げておきたいと思ひます。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 介護施設の特別対策ということで、強化されることは非常にいいかなと思ひますが、実際、なかなか要介護の重度の方が家庭におられるということで、ケアされるということもあると思ひます。実際、入所だけではなくてですね、レスパイトみたいな短期入所なんかも、割と気軽に使えるような形の制度設計もですね、お願いしたいと思ひます。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 意見がありませんので、なければ、これより採決いたします。

議案第64号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前11時05分 小会）

（午前11時06分 本会）

◎議案第74号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第74号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

歳出の第4款・衛生費について、健康福祉部から説明願ひます。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（白川健次君） 皆様、おはようございます。

（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部の白川でございます。本日はどうぞよろしく願ひいたします。それでは、座って説明させていただきます。

議案第74号・令和4年度八代市一般会計補正予算書・第6号を願ひいたします。文教福祉委員会付託分について御説明をいたします。

予算書2ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出でございます。

款3・民生費、項1・社会福祉費で、補正額10億681万8000円を追加し、補正後の予算額を134億568万7000円とし、民生費の総額は、1つ上になりますが、264億4319万3000円としております。

次に、款4・衛生費、項1・保健衛生費で、補正額1億7600万円を追加し、補正後の予算額は24億675万8000円とし、衛生費の総額は、1つ上になりますが、45億5428万3000円としております。

続きまして、8ページを願ひします。

歳出の具体的な内容を御説明いたします。

まず、下段の表、款3・民生費、項1・社会福祉費、目7・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費で、補正額10億6

81万8000円を計上いたしております。

これは、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を給付するために必要となる経費を補正するものでございます。

支給額は1世帯当たり5万円で、支給対象者は、当初、令和4年10月1日とされておりました基準日が、9月26日付の通知で令和4年9月30日とされましたが、その基準日において住民基本台帳に記録されている者であって、世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯と、予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が、令和4年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯の世帯主でございます。

支出のうち主なものでございますが、確認書などの発送のための郵便料等の役務費やシステム改修のための委託料などの事務費と、9ページの上段の表になりますが、給付金の給付費でございます。給付費は支給対象世帯を約1万9800世帯と見込んで計上いたしました。

なお、特定財源として、全額、国庫支出金があります。

次に、9ページの下段の表、款4・衛生費、項1・保健衛生費、目2・予防費で、補正額1億7600万円を計上しております。

これは、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、ワクチンを従来型ワクチンからオミクロン株対応ワクチンに切り替え、2回の接種を完了した12歳以上の全ての住民を対象に接種を行うこととなったことから、必要となる経費を補正するものでございます。

オミクロン株対応ワクチンは、オミクロン株と従来株に対応した2価ワクチンで、オミクロン株に対して従来型ワクチンを上回る重症化予防効果とともに、感染予防効果や発症予防効果

も期待されているワクチンです。

支出の内容は、個別接種を行う医療機関への業務委託料で、7万100人の方が個別接種をされると想定し予算を計上しております。また、その他の経費につきましては、既決の予算で対応することといたしております。

なお、特定財源として、全額、国庫支出金があります。

これで、議案第74号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第6号の健康福祉部所管分の説明といたします。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

**○委員長（中村和美君）** それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

**○委員（橋本徳一郎君）** 新型コロナワクチンが新しいワクチンの種類になったということなんですけども、それ以前に受けられた方との、ちょっと内容というか、少し差が出るというのを、説明を聞かれると思うんですけど、そういうことの効果に対する説明とかはどういうふうにされるのかなと思ひまして。

それと、これは接種が始まるのがいつからというのは、一遍には受けられないと思ひますので、どういう基準で順次進められるのかなと思ひました。以上、2つお願いします。

**○健康推進課長（森田克彦君）** 健康推進課、森田でございます。よろしくお願ひいたします。

今回のオミクロン株対応ワクチンについては、従来株ワクチンを切り替えて、今後接種する分については、オミクロン株対応ワクチンを使用することになります。これまで3回目、4回目接種をされた、従来株ワクチンのほうで接種された方については、今後、年末までに国のほうも接種を進めることとしておりますので、その中で、オミクロン株対応ワクチンのほうを接種いただくということになります。

今回、昨日からオミクロン株対応ワクチンのほうに医療機関での接種のほうも切り替えておりますが、基本的には、国は今後、接種についてはオミクロン株対応ワクチンのほうを使用することとしております。

ただ、従来株を接種したいという方については接種も可能となっておりますので、今回、新しいオミクロン株対応ワクチンの有効性や安全性については、医療機関のほうからも御説明をいただきまして、できるだけ新しい効果のあるワクチンのほうの接種を進めていきたいと考えているところです。

以上になります。

○委員（橋本徳一郎君） もう1点、いつ頃からというのは。順次どういう基準で進められるのかなというのが、答えてもらってないですが。

○健康推進課長（森田克彦君） 新たなオミクロン株対応ワクチンについては、9月28日、昨日から切替えをすることとしておりまして、医療機関のほうにも事前に切替えについては、御説明をさせていただいております。

既に予約をされている接種者の方もいらっしゃると思いますので、従来株のほうで予約をされていた接種者の方につきましては、病院のほうから新たなワクチンの有効性とかの説明をいただきまして、切替えを昨日28日からすることとしております。

以上でございます。

○委員（橋本徳一郎君） 新しい2価のワクチンの案内とかは届くんでしょうか。

○健康推進課長（森田克彦君） 今回の接種対象者の方は、2回目接種を完了した12歳以上の方が対象となっております。現在、3回目、4回目のほうは接種を進めておりますが、この方たちについては、接種券を既に送付している方がほとんどでございますので、今、お送りしている接種券をお使いいただくことになりま

す。

広報につきましては、市報やホームページ、また、SNS等の媒体を使って、切替えについての広報等をしてまいりたいと考えております。

○委員（橋本徳一郎君） まとめると、その案内が届いてから新たなワクチンを受けるということでよろしいですか。

○健康推進課長（森田克彦君） 既に医療機関のほうでは昨日から切替えということをお願いしておりますので、医療機関のほうに予約を入れられた方については、病院のほうからも切替えの説明をさせていただきまして、新たなワクチンの接種のほうを進めていただくということにしております。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（中山諭扶哉君） すいません、今に関連して。古いワクチンのほうはどのような処理になるのでしょうか。

○健康推進課長（森田克彦君） 従来株ワクチンにつきましては、今回、オミクロン対応型ワクチンにつきましては、2回目接種を完了した方が対象になります。また、初回の1、2回の接種をされる方については、今後も従来株ワクチンを接種することといたしております。ただ、今、保有しております従来株ワクチンにつきましては、残った場合は、期限が来た段階で廃棄することとしております。

以上です。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。ほかありませんか。

○委員（大倉裕一君） すいません、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、1世帯当たり5万円ということで、非課税世帯の方の部分は非常に分かりやすいわけですけども、家計急変世帯というところの掘り起こしといえますか、把握というのはどういうふうにされるのでしょうか。

○こども未来課審議員兼課長補佐（臨時特別給付金事業推進室長兼務）（渡辺英明君） 臨時特別給付金事業推進室、渡辺と申します。

家計急変世帯につきましては、基本的には住民の方の申請による受付ということになります。

あとは、うちのほうから広報やつしろ、市のホームページあたりに周知を、詳細が決まり次第いたしますので、それを見て、様式あたりも掲載を予定しておりますので、ホームページのほうには、そういうのを見てお問合せいただいた形で対応するような形を想定しております。

以上です。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 対象世帯は1万9800世帯、八代の世帯数が5万6000とすると、大体35%ぐらいという見込みなんですけど、どこの自治体もやっぱりこう35%という、約3分の1の世帯が困窮しているというふうな申請をされているのでしょうか。そのあたり、健康福祉部としてどのような認識でいらっしゃるのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

○こども未来課審議員兼課長補佐（臨時特別給付金事業推進室長兼務）（渡辺英明君） 今、35%というお話がありましたけども、すいません、そこにつきましては、八代市の状況は把握しておりますが、他市町村がどれぐらいの割合かというところは把握しておりません。

○委員（大倉裕一君） 35%という数字はどうやって出されたのでしょうか。

○こども未来課審議員兼課長補佐（臨時特別給付金事業推進室長兼務）（渡辺英明君） 市の課税情報を利用していただいて、非課税世帯の可能性のある世帯としてこの世帯数を直近の情報で抽出して、1万9000おおむね800程度というふうに見込んでおります。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（橋本徳一郎君） ワクチンに関してですけども、結局、医療現場の対応次第でなかなか混乱するかなというふうには思いますね。混乱が起きないような形でですね、粛々と進めていただけたらなど。そういう案内とかも含めてですね、お願いします。

○委員（大倉裕一君） 今、質問しました生活困窮世帯への給付金の事業で、35%の対象の可能性があるとということに、私自身驚いております。しっかり事業の展開を期待したいというふうに思いますし、住民の方の申請ということで、特に家計急変世帯、住民の方の申請で給付されるということでありましたので、俺は知らなかったというような世帯がないようにですね、いろんな媒体、方法を検討していただいて、漏れのないようにお願いをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第74号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会します。

（午前11時22分 小会）

(午前11時23分 本会)

◎議案第66号・訴訟上の和解について

○委員長(中村和美君) 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

議案第66号・訴訟上の和解についてを議題とし、説明を求めます。

○教育部総括審議員兼次長(橋口幸雄君) それでは、議案第66号・訴訟上の和解について説明いたします。着座にて説明いたします。

議案書の3ページをお開きください。

内容は先ほど予算議案の中で説明いたしましたものでございまして、訴訟上の和解をするために、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長(中村和美君) 以上の部分について、先ほども質疑がありましたが、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) なければ、これより採決いたします。

議案第66号・訴訟上の和解については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、本件は可決されました。

執行部は御退出ください。

(執行部 退席)

○委員長(中村和美君) 次に、本委員会に付託となっている請願、陳情はありませんが、郵送等にて届いております要望書については、タブレット端末にて御確認願います。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

執行部入室のため、小会します。

(午前11時25分 小会)

(午前11時27分 本会)

◎所管事務調査

・教育に関する諸問題の調査

・保健・福祉に関する諸問題の調査

(市立河俣保育園の民営化について)

○委員長(中村和美君) 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、保健福祉に関する諸問題の調査に関連して1件、執行部から発言の申出がっておりますので、これを許します。

それではまず、市立河俣保育園の民営化について説明願います。

○健康福祉部長(福祉事務所長兼務)(丸山智子君) これまで健康福祉部におきましては、公立保育園、現在は10園ございますけれども、これまでも公立保育園のあり方の方針に基づきまして、民営化あるいは廃園等を進めてまいりました。今後の新たな動きということで、このたび市立河俣保育園につきまして、民営化を検討するという状況にございますので、まず、その内容につきまして御説明をさせていただきたいと思います。



詳細につきましては、辻田こども未来課長から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○こども未来課長（辻田美樹君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）こども未来課、辻田と申します。八代市立河俣保育園の民営化について、検討を開始いたしましたので、御説明させていただきます。それでは、着座にて説明させていただきます。

お手元の資料、市立河俣保育園の民営化についてを御覧ください。

1 ページ目、公立保育園の民営化等についてです。

こちらには、平成25年度に作成しました八代市公立保育所のあり方の概要版を掲載しております。平成25年以降、公立保育所を取り巻く状況や課題等を踏まえ、取組の方法として、民営化、認定こども園化、園の統廃合などの検討を進めてまいりました。

2 ページ目を御覧ください。

上段に、平成25年以降の民営化の状況を記載しております。3園を廃園、2園を民営化しており、直近では令和2年4月に郡築校区の白島ぎんが保育園を民営化しております。

下段には、現在の公立保育園の状況を掲載しております。市内には10園の公立保育園があり、今回、民営化を検討しておりますのは、9番の東陽校区河俣保育園になります。

3 ページ目を御覧ください。

こちらは、東陽まちづくり協議会からの要望書を掲載しております。この要望書は、9月13日に東陽まちづくり協議会から提出され、今回、河俣保育園の民営化を具体的に検討するきっかけとなったものです。

要望書の要旨を3ページ右側に抜粋しております。河俣保育園は、地域と密着した保育園であり、その存続は地域住民にとって非常に重要

であること。東陽まちづくり協議会は、平成28年から放課後児童クラブを設立、運営しており、住みやすいまちづくりを目指しておられること。公立保育園の民営化、廃園が進むことが考えられる中、東陽まちづくり協議会が河俣保育園の民営化に伴う運営主体となることを検討いただきたいというものでございます。

4 ページ目を御覧ください。

こちらは河俣保育園の概要となります。河俣保育園は、東陽校区の河俣地区にあり、合併前から東陽校区唯一の公立保育園として、昭和32年の設立以降、65年を迎えております。建物は平成9年に改築し、25年を経過したところでございます。現在、園児18名が在籍しており、正規職員5名、会計年度任用職員4.5人の計9.5名を配置し、運営をしているところです。

5 ページを御覧ください。

東陽町の就学前の児童数及び河俣保育園の園児数の推移を示しております。人口減少は全国的なものであり、東陽町においても就学前の児童数は少なくなってきております。その中で、河俣保育園の園児数についてはほぼ横ばいで推移しており、地元の河俣地区だけでなく、東陽校区全体やそれ以外の地区からも園児が集まっている状況です。来年度におきましても15名の入園が見込まれております。

6 ページを御覧ください。

要望への対応を記載しております。東陽まちづくり協議会が河俣保育園の民営化の際の移管先となれば、保護者と地域が望む河俣保育園の存続が可能となること、東陽まちづくり協議会において放課後児童クラブ・保育園の運営を行うことで、地域の活性化が見込まれることなどことから、市としましては、この要望に対しては保護者及び東陽まちづくり協議会と協議を十分に行い、スピード感を持って対応したいと考えております。

今後必要な手続を御説明させていただきます。保護者及び東陽まちづくり協議会との協議がスムーズに進みましたら、今後、移管先選定委員会を設置し、東陽まちづくり協議会が民営化の移管先として適当か、審査していただくこととなります。東陽まちづくり協議会が移管先として選定されれば、県へ民営化協議書・申請書を提出いたします。その後、八代市立保育園の設置及び管理に関する条例等の改正などを行うこととしております。

また、現在、河俣保育園を利用されている園児、保護者の皆様が不安に思われないう、引継ぎ保育などを随時実施していくこととなります。

民営化の時期につきましては、公立保育園の民営化の際に一番時間を要する保護者の方や地域の方の理解が既に得られていることを考えると、最短では来年4月の運営開始も可能と考えております。

いずれにしましても、保護者の皆様の御意向、移管先の東陽まちづくり協議会の準備状況などを確認しながら進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（中村和美君） 本件について、何か質疑、意見等はありませんか。

○委員（中山諭扶哉君） 現在の河俣保育園の運営状況を教えてください。可能な範囲で結構です。収支の状況とかですね。

○こども未来課長（辻田美樹君） 河俣保育園は市立の保育園ですので、全額市の負担で運営を行っております。河俣保育園にかかる金額がお知りになりたいということによろしかったですでしょうか。

○委員（中山諭扶哉君） はい。

○こども未来課長（辻田美樹君） 令和3年度の河俣保育園の経費でいえば5360万ほど、

年間かかっております。

以上です。

○委員（中山諭扶哉君） 民営化というふうになると、恐らく収支が一番大事になってくるというふうに思います。まちづくり協議会でここをされるということであれば、恐らくその話が相当、協議する内容になってくるかなというふうに思います。方針とかですね、また資料が出てくるかというふうに思いますけど、そこら辺ですね、またしっかり打合せをされたらなと思います。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 東陽まちづくり協議会のほうで保育園を運営したいということで要望も出されているみたいで、物すごく地域のほうにですね、その願いがかなえば、理解も得られやすい内容なのかなというふうに思っています。まちづくり協議会のほうで、地域の保育園を運営されている先例といいますか、前例、他市の例とか、そういったのはありますか。

○こども未来課長（辻田美樹君） 今のところ、県内でまちづくり協議会でされているような例はございません。県のほうに聞きましても、全国的にも珍しいのではないかと聞いております。

以上です。

○委員（大倉裕一君） そういう中で気になりますのは、東陽まちづくり協議会が保育士さんをどのように確保されるのかなというふうに思うんですが、そのあたりは何かお話を聞いてもらえますか。

○こども未来課長（辻田美樹君） 東陽まちづくり協議会の役員さんたちのほうで、何名かもう既に当たってはおられるというのを聞いております。また、公立保育園の退職された先生や、現在、民営化になりました際には、会計年度でお願いしている先生方というのを、その移

管先の運営主体にお仕事を変わっていただいたりとか、御本人さんの御希望次第ですけれども、そういうこともあり得ますので、そのあたりを今後、詰めていきたいというふうに考えておられました。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 意見になるんですけど、もうよかですか。意見よかですか。

○委員長（中村和美君） はい。よかよか。

○委員（大倉裕一君） 地域からこういう声が上がってきているということは、私は非常にいいことだというふうに思うんですよ。地域で、自分たちの地域に暮らす子供たちを含めて、保育していこうというような思いで、ほかの自治体の例がないというようなお話も聞きましたけど、ぜひ願いがかなうようなですね、取組を協力していただきたいなというふうに思います。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 地域とか保護者の方の理解は得られているというふうな説明をされていましたが、具体的にどういう声があったのかとか、不安視されるような意見はなかったのかというのをちょっと教えていただきたいんですが。

○こども未来課長（辻田美樹君） 保護者さんとも二度ほどお話をさせていただきまして、それで保護者さんのほうからは、一番のお声は、河俣保育園のよさを公立でも私立でもいいので残したいという思いがあるというのが、一番いただいたお声ではあります。

ただ、やはり今まで前例がないということで、将来的に少し心配だとかいうお声は確かにいただいております。なので、そのあたりを具体的に東陽まちづくり協議会と保護者さんと一緒に協議しながら、不安を少しずつ解消していくといたしますか、そういうことを続けていく必要があるかなと思っております。

以上です。

○委員（橋本徳一郎君） 分かりました。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。ほかありませんか。

○委員（橋本幸一君） 意見でもよかですか。

○委員長（中村和美君） よかですよ。

○委員（橋本幸一君） 地元なんですけど、過去にここは民営化、それから廃園という、やっぱり非常に重大な局面を以前迎えた経験があるんですね。

そこで、やっぱりこの民営化とか廃園という状況の中で、地域の人たちが過疎がさらにひどくなるというような心配で、むしろ旗を立てて反対という声もあったんですが、今回については、やはりこの保育園を存続するためには、どうしてもやっぱり自分たちの力で、地域の力で子供たちを守る、それから、過疎化を、少子化対策を行うというのは、やっぱり自助ってやっぱりそういう思いの中で、自ら考えられたことであるわけですね。

だから、やっぱり今回、特にその自助、公助、共助という、そこをしっかりとお互いの役割分担をですね、持ちながら、見守っていただきたいという、育てていただきたいと。

これは日本全国の、今、待機児童というのが問題になつとるけど、過疎地域の子供たちの保育の場という、その部分の非常に対応が欠けているという、そういう部分に対しての問題解決に、課題解決に当たるということからすれば、大きなこの保育事業にとって前例となるモデルケースかと思うわけですね。

だから、やっぱりぜひともこれが成功するようにですね、見守っていただきたい、協力していただきたいという、これはもう私のお願いでございます。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（中山諭扶哉君） すいません。意見も大丈夫ということでしたので。まちづくり協議会が主体としてされるという、当然、責任者に

なられる方は相当な責任が出てくるんだろうなというふうなことを推測します。

その中で、昨今、非常にこう、園児のバス内の取り残しとかですね、そういうのがありますけど、民営化される前にですね、そういうリスクを少しでも排除できるような部分を実施していただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、市立河俣保育園の民営化についてを終了します。

そのほか、当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

○委員（大倉裕一君） 委員長に要望ですけど、コロナがある程度収まったらの話なんですけども、管内調査のほうも進めていただければと思います。そのあたりの時期とかは委員長のほうにお任せしたいと思います。

○委員長（中村和美君） 私もそのように考えておりますけど、もしこういうところに調査に行こうということがございましたら、ぜひ委員長、副委員長にですね、連絡していただくと思います。なるべく早く管内調査をやりたいなと思っておりますので、また委員長、副委員長、事務局と打合せしてですね、皆さん方に御報告したいと思います。

ほかありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） あと、コロナ関係でいうと、もう全件把握が国ではあまりしないと、各地域という形にもなりましたが、検査の体制強化みたいなのは、ちょっと今後も必要かなというふうに思うんですけど、委員会として何かそういうのを上げたりとかいうのは、しなくてもいいですか。意見書みたいなのを。

○委員長（中村和美君） 調査内容に。

○委員（橋本徳一郎君） はい、内容に。

○委員長（中村和美君） それはあとでまた、

事務局をお願いします。

○委員（橋本徳一郎君） 分かりました。

○委員（橋本幸一君） 結局、県の数は分かるけど、それぞれの市町村の数が分からんわけですよ。市役所のほうにはその辺のあれはもう全然入ってこないということになっとですか。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（丸山智子君） そうです。御指摘のとおりでございます。市町村ごとの把握というのが県のほうでももうできないと。各医療機関から上がってきたものの数としての集約なので、その人がどこの自治体の住民かというところの判断ができないので……。

○委員（橋本幸一君） じゃあ、もうコロナが、また第8波が来ているというようなそういう判断というのは、もう県の数でしかも判断でけんちゅうことですよ。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（丸山智子君） その際に、また全数把握をとということになればですね、また前のような発表の仕方があるかもしれないんですが、この状態が続きますと、もう市町村ごとの感染者数は出ないというところで聞いております。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（中山諭扶哉君） 今の、G o T o トラベル、旅行関係の分で、3回接種というのを求められるじゃないですか。熊本市とかだと、検査を受ける場所が熊本駅とかにあって、休みの日とかでも受けれるんですよ。八代の場合は、それをしようにもやっているところがないと。そういうような設置の判断というのは、県のほうでされているんでしょうか。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（丸山智子君） 無料検査の場所は、八代市内にも幾つか薬局等でされているところがございますけど、そちらは全部県のほうで設置されているところになっています。

○委員（中山諭扶哉君） できれば、日曜日と

かですね、やっぱり旅行されている方が泊まるときに、どうしても検査が必要という方もやっぱりいらっしゃいますので、そういうこともできればなというふうに思います。お願いします。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。当委員会の所管事務調査については先ほどもありましたが、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、委員長、副委員長、担当書記で検討させていただきまして、また御協力をお願いしたいと思います。

以上で、所管事務調査2件についての調査を終了します。

執行部は退室ください。

（執行部 退席）

○委員長（中村和美君） 次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を必要と思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって文教福祉委員会を散会いたします。

（午前11時46分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和4年9月29日

文教福祉委員会

委員長